

岩手県告示第853号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営渋民地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成20年12月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
				m ²	m ²
一関市大東町渋民字観音寺	25番1	田	田	413	5
〃	21番1	〃	〃	2,147	48
〃	30番	〃	〃	2,938	151
〃	16番	〃	〃	1,741	173
〃	19番	〃	〃	815	22
〃	15番	〃	〃	1,368	18
一関市大東町渋民字佐野脇	44番3	〃	〃	1,638	22
〃	44番5	〃	〃	4,531	62
〃	57番2	〃	〃	399	15
〃	43番1	〃	〃	692	9
〃	40番2	〃	〃	467	6
〃	11番	〃	〃	1,921	26
〃	18番2	〃	〃	782	10
〃	37番1	〃	〃	649	36
〃	40番3	〃	〃	1,141	35
〃	3番2	〃	〃	1,070	33
〃	3番1	〃	〃	860	56
〃	13番3	〃	〃	1,399	52
〃	17番4	〃	〃	591	8
〃	13番2	〃	〃	1,269	36
〃	17番2	〃	〃	1,309	40
〃	18番4	〃	〃	1,016	33
〃	31番2	〃	〃	1,916	26
〃	26番1	〃	〃	2,248	102
〃	10番1	〃	〃	988	28
〃	12番1	〃	〃	367	31
〃	36番3	畑	畑	1,351	21
〃	22番1	田	田	1,518	35
〃	13番1	〃	〃	1,503	50
〃	37番2	〃	〃	2,505	50